

## ○小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱

令和3年 2月 26日  
小美玉市告示第25号  
(施行 令和3年4月 1日)  
(失効 令和8年3月31日)

### (趣旨)

第1条 この要綱は危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等を撤去するものに対し、予算の範囲内で小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、小美玉市補助金等交付規則(平成19年小美玉市規則第55号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「危険ブロック塀等」とは、倒壊の危険性があり、かつ、倒壊によって小美玉市教育委員会若しくは各学校が指定した通学路または小美玉市地域防災計画で指定する緊急輸送道路(以下「通学路等」という。)を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組積造若しくは補強コンクリートブロック造の塀をいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす危険ブロック塀等の全部、または一部を撤去する工事であって、小美玉市に本店、支店または営業所等を有する建設業者、解体工事業者が施工する事業を対象とする。

- (1) 小美玉市内に所在し、補助対象者が所有するものであること。
- (2) 小美玉市の通学路等に面するものであること。ただし、小美玉市教育委員会若しくは各学校が指定した通学路については、この補助金の交付申請を提出する日から過去2年間の期間において指定のあった通学路を含めることができる。
- (3) 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。
- (4) 補助金の交付決定のあった日から40日以内に工事の着手ができること。
- (5) 補助金の交付申請をする年度の1月31日までに工事を完成できること。
- (6) 同一敷地において、この要綱に基づく補助金の交付を受けたことが無いこと。
- (7) 売買を目的とする土地に所在しないものであること。
- (8) 補助対象者が市税等を滞納していないこと。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、補助事業に係る危険ブロック塀等の所有者または共有者とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業に要する経費のうち、対象危険部分の全部の撤去または一部の撤去に係る経費とし、消費税及び地方消費税の相当額を除いた額とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の額と撤去する部分の延長に1メートル当たり14,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に、3分の2を乗じて得た額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、100,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書(様式第1号)に、必要な書類を添えて、当該申請に係る工事を着手する前に、市長に提出しなければならない。

2 補助事業に係る危険ブロック塀等が共有物であるときは、前項の規定による申請をする者は、当該申請に関して他の共有者の同意を得なければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付を決定し、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請等)

第9条 前条に規定する補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容の変更(軽微なものを除く)をしようとするとき。

(2) 補助対象経費の額を変更しようとするとき。

(3) 補助事業の中止または廃止をしようとするとき。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(立入調査)

第10条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、担当職員に補助事業に係る危険ブロック塀等に関係のある場所に立ち入らせるとともに、関係する書類その他の物件を調査させ、または関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員が立ち入り、または調査するときは、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書(様式第5号)に必要な書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第13条 補助事業者は、前条の規定による確定通知を受けたときは、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書(様式第7号)により市長に補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付の取り消し)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消し、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により通知するものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取消すべき事由があると認めるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により返還を命令するときは、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金返還命令書(様式第9号)により行うものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

### (この告示の失効)

- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付を受けた者は、第14条及び第15条の規定については、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

小美玉市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
連絡先

印

危険ブロック塀等撤去補助金交付申請書

危険ブロック塀等撤去補助金の交付を受けたいので、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 危険ブロック塀等及び補助事業の概要

危険ブロック塀等の所在地	小美玉市	
撤去の種別	<input type="checkbox"/> 全部撤去 <input type="checkbox"/> 一部撤去	
危険ブロック塀等の概要	構造	<input type="checkbox"/> 組積造（石造，れんが造等） <input type="checkbox"/> 補強コンクリートブロック造
	道路面からの高さ	m
	延長	m (撤去を行う対象部分の延長 m)
補助事業を施工する者	住所又は所在地 氏名又は名称  建設業の許可番号又は解体工事業の登録番号	
補助事業の予定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
補助事業に要する費用の総額	円	
交付申請額	円	

（裏面記載あり）

(様式第1号,裏面)

2 添付書類

- (1) 付近見取り図
- (2) 対象危険部分の撤去に要する費用の見積書の写し
- (3) 申請に係る危険ブロック塀等が共有物である場合にあっては、当該申請に関する他の共有者の同意書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(同意欄)

補助金交付に関する審査のため、小美玉市に関する市税等の納付状況等について、市が確認することについて同意します。

申請者氏名 (署名)

⑩

様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

小美玉市長

印

危険ブロック塀等撤去補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった危険ブロック塀等撤去補助金については、下記のとおり交付することに決定したので、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 交付の条件

- (1)小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱の規定に従うこと。
- (2)補助金の交付決定のあった日から40日以内に工事に着手すること。
- (3)補助金の交付決定した年度の1月31日までに工事を完成すること。
- (4)上記の各号に違反した場合は、補助金の交付の取り消し、若しくは補助金の全部又は一部を返還させることがあること。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

小美玉市長 殿

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
連絡先

印

危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等の撤去に対する補助金について、下記のとおり変更等をしたいので、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

記

- 1 変更等の内容
- 2 変更等の理由

様式第4号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

小美玉市長

印

危険ブロック塀等撤去補助金変更等承認通知書

年 月 日付けで変更等の申請のあった危険ブロック塀等撤去補助金については下記のとおり承認したので、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

変更等の内容

様式第5号（第11条関係）

年 月 日

小美玉市長 殿

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
連絡先

印

### 危険ブロック塀等撤去補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付の決定の通知を受けた危険ブロック塀等撤去補助金に係る撤去工事が完了したので、小美玉市市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第11条の規定により下記のとおり報告します。

#### 記

1 交付決定額 金 円

2 実績額 金 円

3 添付書類

- (1) 撤去工事に係る契約書の写し
- (2) 撤去工事に係る領収書等の写し
- (3) 撤去工事中及び撤去工事完了後の危険ブロック塀等の写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める書類

様式第6号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

小美玉市長

印

危険ブロック塀等撤去補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった危険ブロック塀等撤去補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

記

補助金の確定額 金

円

様式第7号（第13条関係）

年 月 日

小美玉市長 殿

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者の氏名  
連絡先

印

危険ブロック塀等撤去補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった危険ブロック塀等撤去補助金について、補助金の交付を受けたいので、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第13条の規定により下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 円
- 2 補助金の振込先

金融機関名（銀行名）	支店名
預金種目	普通 ・ 当座
口座番号	
フリガナ（カタカナ）	
口座名義人	

様式第8号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

小美玉市長

印

小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を行った  
事業について、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第14条の規定  
により、次のとおり補助金の交付決定を取り消したので通知します。

記

- 1 交付決定番号 号
- 2 交付決定額 円
- 3 取消金額 円
- 4 取消の理由

様式第9号（第15条関係）

第 号  
年 月 日

様

小美玉市長

印

小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付決定取消通知兼返還命令書  
（小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金返還命令書）

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を行った  
事業について、小美玉市危険ブロック塀等撤去補助金交付要綱第14条及び第  
15条の規定により、次のとおりこの補助金の交付決定の取り消しを通知する  
とともに、補助金の返還を命ずる。

記

- 1 交付決定番号 号
- 2 返還金額（取消金額） 円
- 3 返還期限 年 月 日
- 4 取り消しの理由

※補助金の返還の方法については、小美玉市（担当課）の指示によること。